農業者支援について

被害を受けられた農業者に対して、復旧のための資金繰りを支援するため、千葉県農業災害対策資金（貸付制度）が発動されました。

問合せ　**農政課（6階）**　☎(20)1526　FAX(20)1604

住宅に甚大な被害を受けられた方に対する住まいの確保に関する支援制度について

◆**応急修理**　住宅の応急的な修理費の一部を支援します。
◆**賃貸型応急住宅**　応急仮設住宅として民間住宅を借り上げて提供します。
◆**利子補給**　住宅復興を目的とした資金を借り入れた方に対し、利子の一部を支援します。
※制度ごとにそれぞれ制限、要件等があります。

問合せ　**建築課（8階）**　☎(20)1588　FAX(20)1606

後期高齢者医療保険料および一部負担金の減免等について

所有する住宅または家財の損害程度が10分の2以上（床上0.1m以上の浸水）で、令和7年中の総所得金額等の合計が1,000万円以下の方は、保険料の減免を受けられる場合があります。
※減免の対象となる可能性がある方には案内を郵送します。
※一部負担金については、別の申請により減免等を受けられる場合があります。

国民年金保険料の免除について

被保険者が所有する住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた場合、国民年金保険料が免除となる場合があります。

問合せ　**国保年金課（2階）**　☎(20)1503　FAX(20)1600

介護保険料の減免について

所有する住宅または家財の損害程度が10分の3以上（床上1.0m以上の浸水）で、世帯の令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下の方は、介護保険料が減免の対象となります。
※減免の対象となる方には案内を郵送します。

問合せ　**高齢者支援課（2階）**　☎(20)1572　FAX(20)1610

茂原市災害見舞金について

住家に重大な被害を受けられた市民の方に「災害見舞金」を支給します。
◆**対象**　市内に住所を有し、住家が「全壊」、「半壊」、「床上浸水」の被害を受けた「世帯主」
※家屋の被害調査を行った後、対象者には順次案内を郵送します。

災害援護資金の貸付について

住家の全壊、半壊、家財の3分の1以上の被害、世帯主の負傷（療養期間おおむね1カ月以上）があった方は、資金の貸付制度を利用できる場合があります。※所得制限あり

問合せ　**社会福祉課（2階）**　☎(20)1571　FAX(20)1610

くみ取り式便所のし尿くみ取りに対する助成について

住宅便槽（くみ取り式）の浸水被害にあった世帯に対し、初回のくみ取り経費を助成します。

問合せ　**環境保全課（6階）**　☎(20)1504　FAX(20)1604

被災中小企業・小規模事業者支援措置について

問合せ　**商工観光課（6階）**　☎(20)1528　FAX(20)1604